

参議院議員西村まさみ君提出各地方厚生（支）局分室等における選定委員会に関する質問に對する答弁書

お尋ねについては、調査に時間要するため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の選定委員会については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成七年十二月二十二日付け保発第百十七号厚生省保険局長通知）等に基づき、地方厚生局（地方厚生支局を含む。）が設置等を行うこととされている。

各地方厚生（支）局分室等における選定委員会に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年七月六日

参議院議長山崎正昭殿

西村まさみ

各地方厚生（支）局分室等における選定委員会に関する質問主意書

各地方厚生（支）局分室等において平成七年の指導大綱の見直しにより行われている保険医療機関等への診療報酬明細書の高点数平均点を用いる集団的個別指導は、二十年目を迎えて様々な弊害が生じていて。現在では地域医療を支える医療機関の萎縮診療を招き、結果として国民が良質な医療を受けることの妨げとなつてきている。政府としても実態について適切な把握に努め、必要な方策が講じられるべきであると考える。

よつて、以下質問する。

各地方厚生（支）局分室等における選定委員会の実態に関して、平成二十四、二十五、二十六年度の選定委員会開催実態（開催日）、委員の構成、委員の選定基準・選定規則や議事内容を示すとともに、選定委員会の現状について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。